

## 看護職員専用借上宿舎及び医師専用借上宿舎に係る物件情報の募集について

当院では、敷地外の看護職員及び医師専用宿舎とするため、マンション等の賃貸住宅物件の情報を収集しています。下記3のような物件がありましたら、情報をご提供ください。

### 記

#### 1 賃貸借契約開始

(1) 平成24年4月1日採用職員に係る契約

原則として、平成24年4月1日から

(2) 年度中途採用職員に係る契約

随時（中途採用時）

#### 2 募集予定戸数

平成24年採用職員のうち借上宿舎を希望する人数に応じて決定する。

（参考）平成23年4月～平成23年12月までの借上実績

単身者用 7戸

世帯者用 1戸

#### 3 物件の条件（おおむね次の条件を満たすこと。）

(1) 単身者用

- 単身者向けの物件であること。
- 各物件の床面積が19㎡以上あること。
- 賃借料の月額（家賃、共益費、管理費、レンタル家具・家電料金等、毎月必要な費用の総額）が、55,000円以下であること。〈必須条件〉

(2) 世帯者用

- 世帯向けの物件であること。
- 間取りが2LDK以上あること。
- 賃借料の月額（家賃、共益費、管理費、レンタル家具・家電料金等、毎月必要な費用の総額）が、105,000円以下であること。〈必須条件〉

(3) 共通条件

- 物件が、奈良県立奈良病院から半径2km以内に存在すること。〈必須条件〉
- 各物件に次の設備が設置されていること。
  - ・ 空調設備（冷暖房用エアコン）
  - ・ 風呂

- ・ 洋式トイレ（ウォシュレット付き）
- ・ キッチン（コンロ付き）
- 各物件の風呂とトイレが一体型でないこと。
- インターネット接続が可能であること。
- オートロックであること。
- 中途解約が可能かつ解約手数料がかからない物件であること。＜必須条件＞
- 月額賃料の保証委託契約の締結が不要であること。＜必須条件＞
- 入居者の変更に対応可能であること。＜必須条件＞
- 賃貸借期間については、1年間とし以後1年毎の更新とすることが可能であること。
- 家賃及び共益費等の賃料月額を支払期限については、当月分を当月末日までとすることが可能であること。

### 3 情報提供について

#### (1) 情報提供期限

平成24年2月8日（水）

#### (2) 情報提供方法

連絡票及び情報提供物件一覧はメールにて提出してください。

附属書類はファックス又はメールにて提出してください。

#### (3) 情報提供先

下記「7 情報提供・問い合わせ先」

#### (4) 留意事項

① 上記(1)の情報提供期限以降、条件に合う物件が生じた場合は、その都度ファックス又はメールにて情報提供をお願いします。

② また、本院に情報提供いただいた物件について、他に貸し付けた場合等本院と賃貸借契約ができなくなった場合には、速やかにその旨をファックス又はメールにて連絡してください。この事を履行していただける業者からの物件のみ、医師・看護職員に紹介させていただきます。

### 4 賃貸借契約の形態

原則として、宅地建物取引業業者と本院との契約となります。

本院と物件の所有者と契約する場合には、宅地建物取引業業者が仲介業者として、契約終了まで責任を持って本院と物件所有者との間を仲介するものとしします。

### 5 その他

- (1) 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営むもの以外からの情報提供はご遠慮させていただきます。
- (2) 情報提供に要する費用については、全て提供者のご負担とさせていただきます。
- (3) ご提供いただいた情報についてより詳細な情報を必要とする場合、または物件について賃貸借契約締結に向けた交渉を行う場合には別途ご連絡をさせていただきます。なお、それ以外の場合には、特段ご連絡をさせていただくことはありませんので、予めご了承ください。

## 7 情報提供・問い合わせ先

〒631-0846 奈良市平松1-30-1

奈良県立奈良病院総務課庶務係（担当：山田、吉行）

電話 0742-46-6001（内線2233、2231）

FAX 0742-46-6011

E-mail : yamada-kazu01a@office.pref.nara.lg.jp